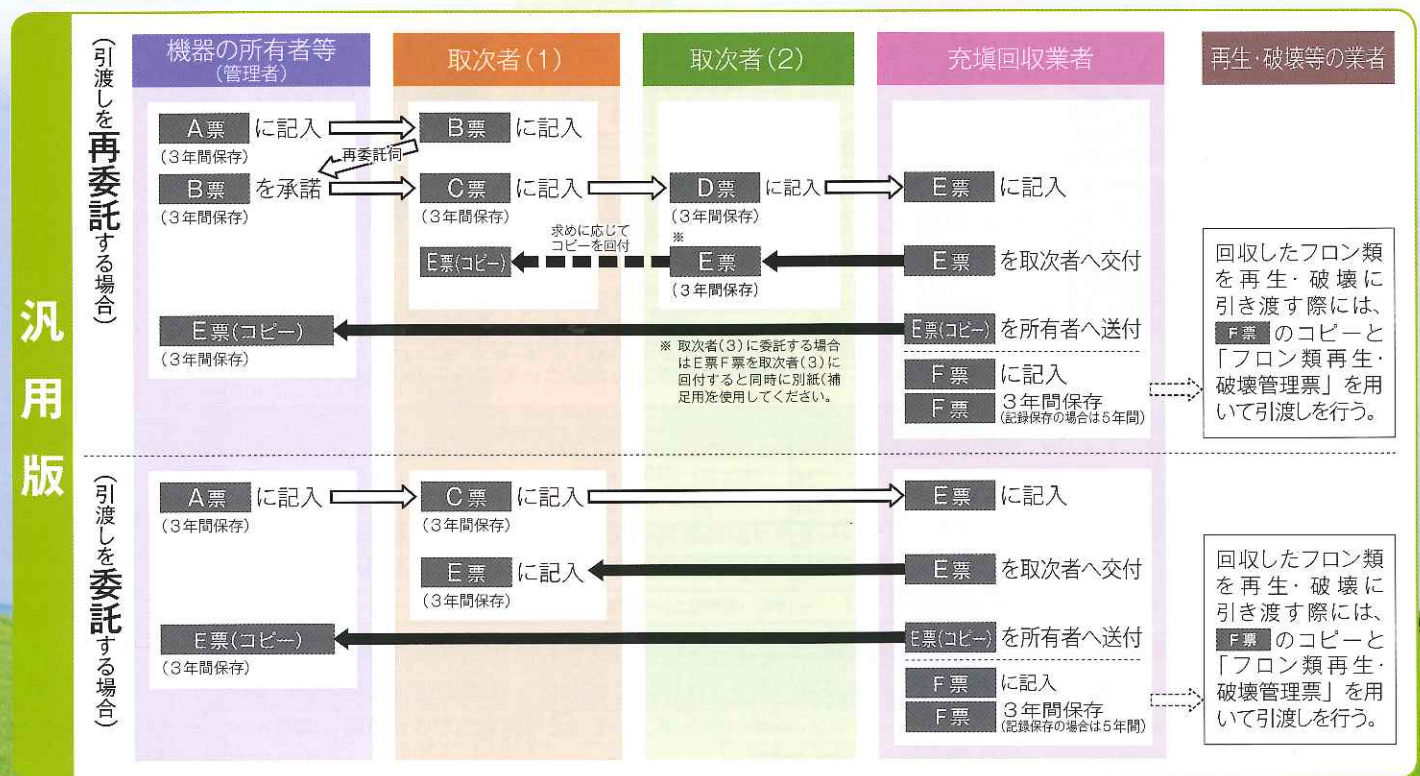
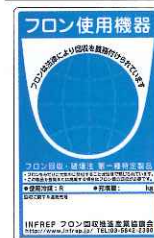


新・行程管理票のご案内

新・行程管理票の流れ



普及啓発資料



サービス点検時等
既存機器に貼付



建物解体時フロン
未回収機器に貼付



フロン回収後の機器に
回収業者が貼付



一般財団法人
日本冷媒・環境保全機構

【記入例】

改正フロン類法対応 推奨版

※赤い字の項目は必ず記載してください。記載がないと改正フロン類法に適合した書面になりません。

1 廃棄する機器の所有者等
〔青色の字〕

→A票に記入

- ・廃棄する機器の所有者等：全て
- ・取次者：氏名又は名称、住所、連絡先

2 取次者
〔茶色の字〕

→C票に記入

- ・取次者
担当者の部署名、氏名、フロン類の引渡し先にレ点、回付の年月日
- ・第一種フロン類充填回収業者
登録番号、登録都道府県、氏名又は名称、住所、連絡先

3 第一種フロン類充填回収業者
〔紫色の字〕

→E票に記入

- ・第一種フロン類充填回収業者
担当者の部署名、氏名、フロン類引取り終了した年月日、引取証明書交付の年月日、充填回収技術者氏名
- ・回収量等：該当項目全て

→F票に記入

- ・処理方法等：該当項目全て
- ・引渡し先：該当項目全て

代表者又は担当部署を統括する責任者の署名

機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)

廃棄する機器の所有者等 (第一種特定製品廃棄等実施者)

機器所有者等の氏名又は名称 (株) 青空商事

上記の住所 〒215-2212 ○○県青空市白雲町3-4-5

担当者 部署名 ○○部 氏名 青木 ○男

エアコンディショナー：人の冷暖房、冷蔵機器及び冷凍機器、物を冷却する機器

整備の場合、整備する機器の所有者等 (第一種特定製品の整備の施注者)

廃棄する機器がある施設(建物)名 青空ビル1階

上記の住所 〒215-2345 ○○県青空市宝町1-1-1

廃棄する機器の種類及び台数 エアコンディショナー 10台 冷蔵機器及び冷凍機器 50台

建物解体(含修繕・模様替え)の有無(下記該当に○印) 解体(修繕等)あり

引渡し先にレ点

フロン類の引渡し先(右記該当にレ点) 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する 取次者に委託する(取次者欄に記入する)

伝票番号 0001234567

伝票番号は任意項目

交付の年月日 2015年10月1日

委託確認書を交付する日

電話 △△-1111-1111

廃棄する機器の所有者等の名称等及び住所

FAX △△-1111-1112

代表者又は担当部署を統括する責任者の署名

取次者 (第一種フロン類引渡委託者)

取次者の氏名又は名称 環境建設(株)

上記の住所 〒215-1234 ○○県清風市涼風2-1-1

担当者 部署名 △△部 氏名 大木 ○朗

引渡し先にレ点

フロン類の引渡し先(右記該当にレ点) 第一種フロン類充填回収業者に依頼する(第一種フロン類回収業者欄に記入する)

回付の年月日 2015年10月6日

電話 △△-3440-0011

FAX △△-3440-0033

第一種フロン類充填回収業者が都道府県知事から受けている登録番号を記入。都道府県のホームページ又は窓口で閲覧、確認できる

第一種フロン類充填回収業者

登録番号 567890

登録都道府県 ○○ 都道府県(県)

フロン類引取り終了した年月日 2015年10月12日

引取証明書交付の年月日 2015年10月13日

第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称 (株) 冷媒回収設備

充填回収技術者氏名 回収 太郎

上記の住所 〒215-4567 ○○県佳良市大町5-5-5

担当者 部署名 ○○部 氏名 小林 △太

電話 △△-1111-1192

FAX △△-1111-2525

フロン類をボンベに回収完了した日

E票(引取証明書)を取次者へ交付した日

フロン類の回収の現場に立ち会った若しくは回収した十分な知見を有する充填回収技術者

※平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、上記「第一種フロン類充填回収業者」を「第一種フロン類回収業者」と読み替える。

下記のとおりフロン類を回収しました。

フロン類の種類	CFC			HCFC			HFC			計
	台	kg	kg	台	kg	kg	台	kg	kg	
第一種特定製品の種類										
エアコンディショナー	10	300	50	60	60	60	60	60	360	
冷蔵機器及び冷凍機器	50	300	50	65	60	60	60	60	395	
計	60	600	110	125	120	120	120	120	755	
銘板に記載されている充填量(判る範囲で記入する)	10	330	50	65	60	60	60	60	395	
フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因	1									
要因	室外機コンデンサー腐食による穴あき									

管理番号 1234567890

管理番号は任意項目

実際に回収した冷媒の種類と量及び機器の種類と台数

回収できなかった要因を判り易く記入

回収したフロン類の処理方法等

フロン類の引渡し先等(該当する番号を○で囲む)	CFC	HCFC	HFC	左記の冷媒番号	容器識別番号	フロン類再生・破壊管理票の伝票番号
1:破壊業者(※1)	1 2 3 4 5	150 kg	kg	R 22	A0001、A0002、A0003	1234000
2:再生業者(※1)	1 2 3 4 5	150 kg	kg	R 22	A0004、A0005、A0006	1234001
3:自ら再生(※2)	1 2 3 4 5	kg	kg	R 404A	A0007	
4:法46条1の例外による業者(※3)	1 2 3 4 5	kg	kg	kg		
5:保管	1 2 3 4 5	kg	kg	kg		

※1 上記の1:破壊業者 2:再生業者 を選択し、別表「フロン類再生・破壊管理票」を使用する場合は、容器識別番号及びX票の伝票番号を必ず記入する。
 ※2 平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、「自ら再生」を「自ら再利用」と読み替える。
 ※3 平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、「法46条1の例外による業者」を「省令7条による業者」と読み替える。

別表「フロン類再生・破壊管理票」を使用する場合は、その伝票番号も記入

容器識別番号を記入

引渡し先業者が複数いる場合は、F票をコピーして使用

引渡し先(※4)

右記の内、該当する引渡し先の番号を○で囲む(平成27年3月31日までの読み替えは、上記の※2~3に準じます) 1:破壊業者 2:再生業者 3:自ら再生したフロン類の充填先 4:法46条1の例外による業者

都道府県 ○東京 (都)道庁 住所 〒105-xxxx 東京都港区○○○123-45

許可・認定番号 123456789 氏名又は名称 (株)フロン破壊再生

電話 03-xxxx-1111 自ら再生した場合は再生した年月日(※5) 2015年10月16日

FAX 03-xxxx-2222 フロン類引渡し又は充填を終了した年月日 2015年10月20日

※4 引渡し先が複数ある場合は、F票をコピーして使用する。
 ※5 引渡し先を「3:自ら再生」とした場合のみ記入する。

処理を依頼する引渡し先を○で囲む

回収したフロン類の処理を依頼する引渡し先の住所及び名称等

回収したフロン類を処理先へ引き渡した日(自ら再生した冷媒を充填した場合は、その充填した日)

改正フロン類法対応行程管理票(推奨版)記入のポイント

1 推奨版 ← 一次委託用・直接引渡し用

冷凍・空調機器の廃棄に至る書類のやり取りは、一次委託までが80%程度(アンケート結果)であったことを鑑み、記入を簡便にするための再委託までを管理する行程管理票『推奨版』が標準モデルとなります。

なお、改正フロン類法の施行は平成27年4月1日からですので、現在流通している推奨版Ver. 1も平成27年3月31日までは使用可能です。



2 記入のポイント

廃棄する機器の所有者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付の年月日：この行程管理票を交付する年月日を記入 原則、交付日から30日以内に引取証明書の入手が必要 建物の解体工事の契約に伴い交付の場合は、交付日から90日以内に引取証明書の入手が必要 ・ エアコンディショナー：人の冷暖房に使用している室外機の台数を記入 ・ 冷蔵・冷凍機器：物を冷却する機器として使用している室外機の台数を記入 ・ フロン類回収を委託する取次者の名称等、住所および連絡先 ・ 第一種フロン類充填回収業者から送付された引取証明書(本行程管理票ではE票)の写しを3年間保存
取次者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回付の年月日：第一種フロン類充填回収業者にE票以下を回付する年月日を記入 ・ 登録番号と回収場所：回収場所と登録を受けている都道府県が一致しているか確認
第一種フロン類充填回収業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充填回収技術者氏名：直接フロン類回収を行った、または立ち会った充填回収技術者名を記入 ・ フロン類回収後、速やかにE票(引取証明書)を取次者に交付。E票(写)を機器の所有者に送付
回収量等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の銘板に記載されている充填量：フロン類の初期充填量を判る範囲で記入 ・ 回収したフロン類の量：実際に回収した冷媒の種類と量、および機器の種類と台数を記入 ・ フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因：フロン類が回収できなかった場合、その台数および原因を記入。なお、全台数でフロン類が回収できなかった場合は、「回収量等の計」の欄に「0」と記入
回収フロン類等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回収した冷媒ボンベの記入欄が不足した場合はE票をコピーして使用 ・ E票またはE票(写)を、廃棄する機器の所有者等へ回付する際は受け取りの確認
回収したフロン類の処理方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引渡し先、および冷媒番号ごとに、量と冷媒番号、並びに容器識別番号を記入 ・ フロン類の引渡し先業者の許可または登録を受けた都道府県、および許可・認定番号を記入 ・ フロン類引渡しまたは充填を終了した年月日：回収したフロン類を処理先へ引き渡した日を記入。自ら再生した冷媒を充填した場合は、その充填した日を記入

参 考

建設業者や設備工事業者等が機器の所有者等から依頼を受けて、第一種フロン類充填回収業者へ回収依頼を取り次ぐことがあります。その場合、建設業者等が行程管理票上の取次者として行程管理票を記入・回付することになりますが、必要な書面が増え、手続きも複雑になります。

そこで、**建設業者が工事発注者に第一種フロン類充填回収業者を紹介し、行程管理票のやり取りを工事発注者と第一種フロン類充填回収業者の間で直接行えば、手続きを簡単に進めることも可能です。**

なお、法律に基づき「破壊証明書」「再生証明書」が交付された場合、第一種フロン類充填回収業者はその証明書を廃棄する機器の所有者等に遅滞なく回付し、またその写しを回付した日から3年間保存することが必要です。

改正フロン類法対応 汎用版

※赤い字の項目は必ず記載してください。記載がないと改正フロン類法に適合した書面になりません。

- 1 廃棄する機器の所有者等
(青色の字)
- 2 取次者(1)
(茶色の字)
- 3 取次者(2)
(緑色の字)
- 4 第一種フロン類充填
回収業者(紫色の字)

- A票に記入

 - ・廃棄する機器の所有者等：全て
 - ・取次者(1)：氏名又は名称、住所、連絡先

→B票に記入

 - ・太枠内(再委託承諾に係る欄)
- B票に記入

 - ・取次者(1)
 - ・取次者(2)

→C票に記入

 - ・取次者(1) 回付の年月日
- D票に記入

 - ・取次者(2)
 - ・第一種フロン類充填回収業者
- E票に記入

 - ・第一種フロン類充填回収業者
 - ・回収量等 該当項目全て

→F票に記入

 - ・処理方法等 該当項目全て
 - ・引渡し先 該当項目全て

<p>代表者又は担当部署を統括する責任者の署名</p> <p>エアコンディショナー、人の冷暖房、冷蔵機器及び冷凍機器、物を冷却する機器</p> <p>引渡し先にレ点</p> <p>フロン類回収を委託する取次者の名称等及び住所</p> <p>引渡し先にレ点</p> <p>取次者(1)より取次者(2)へ再委託する場合、廃棄する機器の所有者等から承諾を得る</p> <p>引渡し先にレ点</p> <p>第一種フロン類充填回収業者が都道府県知事から受けている登録番号を記入。都道府県のホームページ又は窓口で閲覧・確認できる</p> <p>依頼をする第一種フロン類充填回収業者の名称等及び住所</p> <p>代表者又は担当部署を統括する責任者の署名</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)</td> <td>伝票番号</td> <td>0001234567</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 廃棄する機器の所有者等 (第一種特定製品 廃棄等実施者) 機器所有者等の氏名又は名称 (株)青空商事 上記の住所 〒215-2212 ○○県青空市白雲町3-4-5 担当者 部署名 ○○部 氏名 青木 ○男 廃棄する機器がある施設(建物)名 青空ビル1階 上記の住所 〒215-2345 ○○県青空市宝町1-1-1 廃棄する機器の種類及び台数 エアコンディショナー 10台 冷蔵機器及び冷凍機器 50台 エアコンディショナー 解体(修繕等)あり 解体(修繕等)なし </td> <td> 交付の年月日 2015年10月1日 電話 △△-1111-1111 F.A.X △△-1111-1112 </td> <td> 伝票番号は任意項目 委託確認書を交付する日 廃棄する機器の所有者等の名称等及び住所 引取りを依頼するフロン類が充填されている機器がある建物名及びその場所 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 取次者(1)の氏名又は名称 環境建設(株) 上記の住所 〒215-1234 ○○県清風市涼風2-1-1 担当者 部署名 △△部 氏名 大木 ○朗 取次者(2)に再委託することを承諾します。 </td> <td> 回付の年月日 2015年10月6日 電話 △△-3440-0011 F.A.X △△-3440-0033 </td> <td>D票を取次者(2)に回付した日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 取次者(2)の氏名又は名称 天空企画(株) 上記の住所 〒215-8900 ○○県虹橋市七色町5-2-5 担当者 部署名 ○○部 氏名 森 △介 第一種フロン類充填回収業者 </td> <td> 回付の年月日 2015年10月10日 電話 △△-2525-1234 F.A.X △△-2525-5678 </td> <td>代表者又は担当部署を統括する責任者の署名</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 第一種フロン類充填回収業者 登録番号 567890 登録都道府県 ○○ 第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称 (株)冷媒回収設備 上記の住所 〒215-4567 ○○県住良市大吉町5-5-5 担当者 部署名 ○○部 氏名 小林 △太 </td> <td> フロン類引取り終了した年月日 2015年10月12日 引取証明書交付の年月日 2015年10月13日 充填回収技術者氏名 回収 太郎 電話 △△-1111-1192 F.A.X △△-1111-2525 </td> <td> E票を取次者(2)に回付した日 代表者又は担当部署を統括する責任者の署名 フロン類をポンベに回収完了した日 E票(引取証明書)を取次者へ交付した日 フロン類の回収の現場に立ち会った若しくは回収した十分な知見を有する充填回収技術者 </td> </tr> </table>	機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)		伝票番号	0001234567	廃棄する機器の所有者等 (第一種特定製品 廃棄等実施者) 機器所有者等の氏名又は名称 (株)青空商事 上記の住所 〒215-2212 ○○県青空市白雲町3-4-5 担当者 部署名 ○○部 氏名 青木 ○男 廃棄する機器がある施設(建物)名 青空ビル1階 上記の住所 〒215-2345 ○○県青空市宝町1-1-1 廃棄する機器の種類及び台数 エアコンディショナー 10台 冷蔵機器及び冷凍機器 50台 エアコンディショナー 解体(修繕等)あり 解体(修繕等)なし		交付の年月日 2015年10月1日 電話 △△-1111-1111 F.A.X △△-1111-1112	伝票番号は任意項目 委託確認書を交付する日 廃棄する機器の所有者等の名称等及び住所 引取りを依頼するフロン類が充填されている機器がある建物名及びその場所	取次者(1)の氏名又は名称 環境建設(株) 上記の住所 〒215-1234 ○○県清風市涼風2-1-1 担当者 部署名 △△部 氏名 大木 ○朗 取次者(2)に再委託することを承諾します。		回付の年月日 2015年10月6日 電話 △△-3440-0011 F.A.X △△-3440-0033	D票を取次者(2)に回付した日	取次者(2)の氏名又は名称 天空企画(株) 上記の住所 〒215-8900 ○○県虹橋市七色町5-2-5 担当者 部署名 ○○部 氏名 森 △介 第一種フロン類充填回収業者		回付の年月日 2015年10月10日 電話 △△-2525-1234 F.A.X △△-2525-5678	代表者又は担当部署を統括する責任者の署名	第一種フロン類充填回収業者 登録番号 567890 登録都道府県 ○○ 第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称 (株)冷媒回収設備 上記の住所 〒215-4567 ○○県住良市大吉町5-5-5 担当者 部署名 ○○部 氏名 小林 △太		フロン類引取り終了した年月日 2015年10月12日 引取証明書交付の年月日 2015年10月13日 充填回収技術者氏名 回収 太郎 電話 △△-1111-1192 F.A.X △△-1111-2525	E票を取次者(2)に回付した日 代表者又は担当部署を統括する責任者の署名 フロン類をポンベに回収完了した日 E票(引取証明書)を取次者へ交付した日 フロン類の回収の現場に立ち会った若しくは回収した十分な知見を有する充填回収技術者	<p>管理番号</p> <p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 0</p> <p>実際に回収した冷媒の種類と量及び機器の種類と台数</p> <p>回収できなかった要因を判り易く記入</p> <p>別表「フロン類再生・破壊管理票」を使用する場合は、その伝票番号も記入</p> <p>容器識別番号を記入</p> <p>処理を依頼する引渡し先を○で囲む</p> <p>回収したフロン類の処理を依頼する引渡し先の住所及び名称等</p> <p>回収したフロン類を処理先へ引き渡した日(自ら再生した冷媒を充填した場合は、その充填した日)</p>
機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)		伝票番号	0001234567																			
廃棄する機器の所有者等 (第一種特定製品 廃棄等実施者) 機器所有者等の氏名又は名称 (株)青空商事 上記の住所 〒215-2212 ○○県青空市白雲町3-4-5 担当者 部署名 ○○部 氏名 青木 ○男 廃棄する機器がある施設(建物)名 青空ビル1階 上記の住所 〒215-2345 ○○県青空市宝町1-1-1 廃棄する機器の種類及び台数 エアコンディショナー 10台 冷蔵機器及び冷凍機器 50台 エアコンディショナー 解体(修繕等)あり 解体(修繕等)なし		交付の年月日 2015年10月1日 電話 △△-1111-1111 F.A.X △△-1111-1112	伝票番号は任意項目 委託確認書を交付する日 廃棄する機器の所有者等の名称等及び住所 引取りを依頼するフロン類が充填されている機器がある建物名及びその場所																			
取次者(1)の氏名又は名称 環境建設(株) 上記の住所 〒215-1234 ○○県清風市涼風2-1-1 担当者 部署名 △△部 氏名 大木 ○朗 取次者(2)に再委託することを承諾します。		回付の年月日 2015年10月6日 電話 △△-3440-0011 F.A.X △△-3440-0033	D票を取次者(2)に回付した日																			
取次者(2)の氏名又は名称 天空企画(株) 上記の住所 〒215-8900 ○○県虹橋市七色町5-2-5 担当者 部署名 ○○部 氏名 森 △介 第一種フロン類充填回収業者		回付の年月日 2015年10月10日 電話 △△-2525-1234 F.A.X △△-2525-5678	代表者又は担当部署を統括する責任者の署名																			
第一種フロン類充填回収業者 登録番号 567890 登録都道府県 ○○ 第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称 (株)冷媒回収設備 上記の住所 〒215-4567 ○○県住良市大吉町5-5-5 担当者 部署名 ○○部 氏名 小林 △太		フロン類引取り終了した年月日 2015年10月12日 引取証明書交付の年月日 2015年10月13日 充填回収技術者氏名 回収 太郎 電話 △△-1111-1192 F.A.X △△-1111-2525	E票を取次者(2)に回付した日 代表者又は担当部署を統括する責任者の署名 フロン類をポンベに回収完了した日 E票(引取証明書)を取次者へ交付した日 フロン類の回収の現場に立ち会った若しくは回収した十分な知見を有する充填回収技術者																			

※平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、上記「第一種フロン類充填回収業者」を「第一種フロン類回収業者」と読み替える。

下記のとおりフロン類を回収しました。

フロン類の種類	CFC		HCFC		HFC		計	
	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
第一種特定製品の種類								
エアコンディショナー	10	300	50	60	50	60	10	300
冷蔵機器及び冷凍機器	10	300	50	60	50	60	60	360
計	10	300	50	60	50	60	60	395
銘板に記載されている充填量(別表範囲で記入する)	10	330	50	65	50	65	60	395
フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因	1		要因: 室外機コンデンサー腐食による穴あき					

回収したフロン類の処理方法等

フロン類の引渡し先等(該当する番号を○で囲む)	CFC	HCFC	HFC	下記の冷媒番号	容器識別番号	フロン類再生・破壊管理票の伝票番号
1:破壊業者(※1)	kg	150 kg	kg	R 22	A0001, A0002, A0003	1234000
2:再生業者(※1)	kg	150 kg	kg	R 22	A0004, A0005, A0006	1234001
3:自ら再生(※2)	kg	kg	60 kg	R 404A	A0007	
4:法46条1の例外による業者(※3)	kg	kg	kg	R		
5:保管	kg	kg	kg	R		

※1 上記の1:破壊業者 2:再生業者 を選択し、別表「フロン類再生・破壊管理票」を使用する場合は、容器識別番号及びX票の伝票番号を必ず記入する。
 ※2 平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、「自ら再生」を「自ら再利用」と読み替える。
 ※3 平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、「法46条1の例外による業者」を「省令7条による業者」と読み替える。

引渡し先(※4)

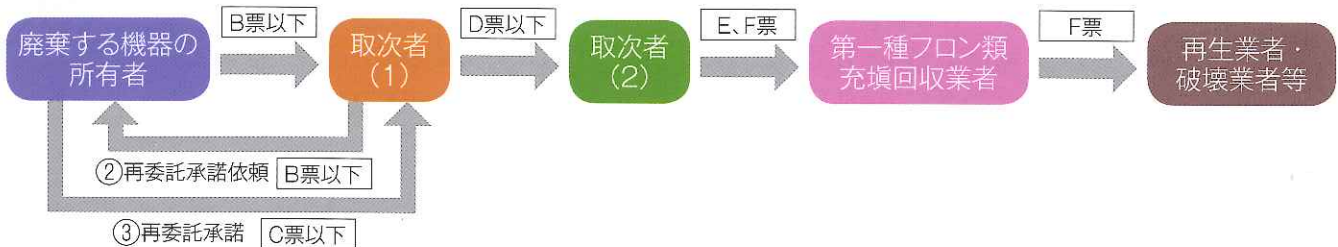
都道府県	東京	住所	〒105-xxxx 東京都港区○○ 123-45
許可・認定番号	123456789	氏名又は名称	(株)フロン破壊再生
電話	03-xxxx-1111	自ら再生した場合は再生した年月日(※5)	2015年10月16日
F.A.X	03-xxxx-2222	フロン類引渡し又は充填を終了した年月日	2015年10月20日

※4 引渡し先が複数ある場合は、F票をコピーして使用する。
 ※5 引渡し先を「3:自ら再生」とした場合のみ記入する。

■ 改正フロン類法対応行程管理票(汎用版)記入のポイント

汎用版 ← 主に再委託用

1 再委託する場合の流れ



2 記入のポイント

廃棄する機器の所有者等	<ul style="list-style-type: none"> ・交付の年月日：この行程管理票を交付する年月日を記入 ：原則、交付日から30日以内に引取証明書の入手が必要 ：建物の解体工事の契約に伴い交付の場合は、交付日から90日以内に引取証明書の入手が必要 ・エアコンディショナー：人の冷暖房に使用している室外機の台数を記入 ・冷蔵・冷凍機器：物を冷却する機器として使用している室外機の台数を記入 ・フロン類回収を委託する取次者の名称等、住所および連絡先 ・第一種フロン類充填回収業者から送付された引取証明書(本行程管理票ではE票)の写しを3年間保存
取次者(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託の承諾：取次者(2)に再委託する場合は取次者(2)について記入後、「廃棄する機器の所有者等」から再委託の承諾を得る ・回付の年月日：D票を取次者(2)に回付する年月日を記入
取次者(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・回付の年月日：第一種フロン類充填回収業者にE票以下を回付する年月日を記入 ・登録番号と回収場所：回収場所と登録を受けている都道府県が一致しているか確認
第一種フロン類充填回収業者	<ul style="list-style-type: none"> ・充填回収技術者氏名：直接フロン類回収を行った、または立ち会った充填回収技術者名を記入 ・フロン類回収後、速やかにE票(引取証明書)を取次者に交付。E票(コピー)を機器の所有者に送付
回収量等	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の銘板に記載されている充填量：フロン類の初期充填量を判る範囲で記入 ・回収したフロン類の量：実際に回収した冷媒の種類と量、および機器の種類と台数を記入 ・フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因：フロン類が回収できなかった場合、その台数および原因を記入。なお、全台数でフロン類が回収できなかった場合は、「回収量等の計」の欄に「0」と記入
回収フロン類等	<ul style="list-style-type: none"> ・回収した冷媒ポンベの記入欄が不足した場合はE票をコピーして使用 ・E票またはE票(コピー)を、廃棄する機器の所有者等へ回付する際は受け取りの確認
回収したフロン類の処理方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・引渡し先、および冷媒番号ごとに、量と冷媒番号、並びに容器識別番号を記入 ・フロン類の引渡し先業者の許可または登録を受けた都道府県、および許可・認定番号を記入 ・フロン類引渡しまたは充填を終了した年月日：回収したフロン類を処理先へ引き渡した日を記入 自ら再生した冷媒を充填した場合は、その充填した日を記入

参 考

建設業者や設備工事業者等が機器の所有者から依頼を受けて、第一種フロン類充填回収業者へ回収依頼を取り次ぐことがあります。その場合、建設業者等が行程管理票上の取次者として行程管理票を記入・回付することになりますが、必要な書面が増え、手続きも複雑になります。

そこで**建設業者が工事発注者に第一種フロン類充填回収業者を紹介し、工事発注者と第一種フロン類充填回収業者の間で行程管理票のやり取りを取次者1人、または2人にして行えば、手続きを簡単に進めることも可能です。**

なお、法律に基づき「破壊証明書」「再生証明書」が交付された場合、第一種フロン類充填回収業者はその証明書を廃棄する機器の所有者等に遅滞なく回付し、またその写しを回付した日から3年間保存することが必要です。

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器の使用者の皆さん

業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器を廃棄するときは、フロン類の回収が必要です。

フロン類を使用している業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器^{*}を廃棄するときは、機器の所有者等（工事発注者、施工主）が費用を負担して、第一種フロン類充填回収業者（各都道府県に登録されている業者）へ機器に充填されているフロン類の回収を依頼しなくてはなりません。機器に充填されているフロン類をみだりに放出することは、法律で禁止されています（改正フロン類法第86条）。
※家電製品の場合は家電リサイクル法等に従って適正に処理してください。

解体工事の元請業者は、解体する建物内について、フロン類を使用した業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無について確認し、その結果を書面（設置機器事前確認書）で交付して発注者に説明することが、法律上義務とされています（同法第42条第1項）。工事発注者は、解体工事の元請業者が確認を行う際には、建物内への立ち入りや図面の提供など、元請業者が行う確認作業に協力してください（同法第42条第2項）。

解体工事の元請業者が、フロン類を使用した業務用エアコン・冷凍冷蔵機器があることを確認した場合の流れ

- 1 解体工事の元請業者の事前確認の結果、機器があることが確認されたら
↓
解体工事の元請業者が工事発注者に書面（事前確認書）で説明します。
- 2 フロン類の回収を依頼します
↓
（工事発注者または発注者から委託を受けた者が行います）
第一種フロン類充填回収業者にフロン類回収を依頼します。工事発注者が直接第一種フロン類充填回収業者に依頼する場合と、解体工事の元請業者が発注者から委託を受けて、第一種フロン類充填回収業者への依頼を取り次ぐ場合があります。
- 3 第一種フロン類充填回収業者が機器の設置場所を調査します
↓
（工事発注者は協力してください）
第一種フロン類充填回収業者が機器の設置場所を調査して、フロン類回収にかかる時間と費用を見積もります。工事発注者および解体工事の元請業者は、第一種フロン類充填回収業者の現場への立ち入りや図面の提供など第一種フロン類充填回収業者が行う現場調査に協力してください。
- 4 行程管理票に記入してください
↓
（工事発注者が記入してください）
工事発注者は行程管理票を入手して、必要事項を記入してください。記入した行程管理票は第一種フロン類充填回収業者に直接、または第一種フロン類充填回収業者への依頼を取り次ぐ解体工事の元請業者に渡します。
- 5 第一種フロン類充填回収業者が機器からフロン類を回収します
↓
（工事発注者は協力してください）
第一種フロン類充填回収業者がフロン類回収を行います。工事発注者および解体工事の元請業者は、電源の提供など第一種フロン類充填回収業者の行う作業に協力してください。
- 6 解体工事の着工
↓
建物を解体する前にフロン類の回収を終えておくようにしてください。

(特定解体工事発注者用)
設置機器事前確認書
(フロン回収・破壊法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書①)

書面の交付年月日 年 月 日

〔特定解体工事発注者〕
氏名又は名称
住所 〒

〔特定解体工事元請業者〕
氏名又は名称
住所 〒

特定解体工事責任者氏名: 印
電話番号: -

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の破壊に関する法律第42条の規定により、下記の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について、下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称	
特定解体工事の場所	
第一種特定製品の設置の有無	
<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 「あり」の場合その種類と台数 「なし」の理由（該当するものに印印）	
エアコンディショナー	<input type="checkbox"/> ①有急機器の設置は元々なし <input type="checkbox"/> ②外気換気は定置済みである <input type="checkbox"/> ③内外気換気はフロン回収済みである <input type="checkbox"/> ④事前確認済みのためである（電機工事/空調/解体） <input type="checkbox"/> ⑤その他（具体的な内容を記載する欄）
冷凍機器及び冷蔵機器	
白	青

特定工事単位の台数へ
※「あり」の場合、記載台数を基に回収を受けた第一種フロン類回収業者は回収台数を確認する必要があるものと見做す。回収業者は回収台数を基に回収作業を行う。回収作業は「回収済み」として記載する必要がある。回収作業が完了した場合は、第一種フロン類回収業者が回収済みに記載するもの。回収済みの台数に、回収済みの台数を記載していただきます。

フロン類を回収せずに放出すると、法律に基づき罰せられます。

（下部の欄は印字・書きで記入された結果項目です。）
 記入については「印」欄も併記・記載必須欄（印字）欄の記入も必ずご記入ください。 参照: 環境省

フロン類回収 事前調査チェックリスト

調査日		調査者		備考			
依頼先名		依頼者名					
住所		電話番号					
作業場所		現場担当					
住所		電話番号					
請求先		窓口担当					
作業日		時間指定					
機器NO.	設置場所	機種	製品名	冷媒番号	充填冷媒量 (表示量)	参考 (回収量)	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
				R	kg	kg	
回収予定量		用意すべき回収容器					最大充填量
		6ℓ	10ℓ	20ℓ	100ℓ	()ℓ	
R	計 kg	本	本	本	本	本	kg
R	計 kg	本	本	本	本	本	kg
R	計 kg	本	本	本	本	本	kg

●作業環境事前調査

接続電源についての顧客の了解		(可・否)	コンピュータ等の影響		(有・無)
回収対象機器用の電源使用		(有・無)	発電機		(要・不要)
設置場所が 40℃以下の確認		(可・否)	40℃以上の場合作業不可		
設置場所に直射日光の有無		(有・無)	養生物の必要		(要・不要)
回収対象機器	一時的運転(暖機運転)	(可・否)			
	ポンプダウン運転	(可・否)	主な回収方式		(液ガス・ガス)
	フロン回収口(サービスポート)	(有・無)	ピアシングツール		(要・不要)
	水冷式の凝縮器が付属	(有・無)			
回収装置	液溜め(アキュムレータ)等位置確認	(有・無)	加温等の箇所確認		
	設置場所の振動等の有無	(有・無)	養生物の必要		(要・不要)
	設置場所の床面の水平確保	(可・否)	養生物の必要		(要・不要)
	設置場所の機器類設置スペース	(有・無)	延長ホース等		(要・不要)
	密閉室等に設置の場合換気確保	(有・無)	扇風機・排気ファン		(要・不要)
回収場所までの運搬手段 台車使用		(可・否)	エレベーター		(有・無)
作業時間の確保		何日で回収作業を完了させる必要があるか ()日			
冷媒処理方法		(破壊業者へ引渡し・再生業者へ引渡し・自ら再生・法46条の1の例外による業者・保管)			
証明書類		(破壊証明書・再生証明書)			

行程管理票入手先

下記の業界団体、自治体関係の販売場所において入手できます。

平成26年10月1日現在

業界団体等での販売場所

都道府県	団体名	所在地	電話番号	都道府県	団体名	所在地	電話番号
北海道	一社)北海道冷凍空調設備工業会	札幌市中央区	011-623-3560	愛知県	中部冷凍空調協会	名古屋市中区	052-263-5067
青森県	青森県冷凍空調設備工業会	青森市間屋町	017-738-2131	三重県	一社)愛知県解体工事業連合会	名古屋市中村区	052-452-1128
岩手県	一社)青森県解体工事業協会	青森市大野	017-729-2322	滋賀県	一社)三重県管工事工業協会冷凍空調部会	津市高洲町	059-228-6130
宮城県	岩手県冷凍空調設備工業会	紫波郡矢巾町	019-632-6850	京都府	三重県解体工事業協同組合	四日市市本町	059-352-8246
秋田県	岩手県建物解体業協会	一関市宮下町	0191-26-2311	大阪府	一社)滋賀県建設業協会	大津市におの浜	077-522-3232
山形県	一社)宮城県冷凍空調設備工業会	仙台市若林区	022-231-3520	兵庫県	関西電気工事工業協同組合	野洲市小篠原山ノ下	077-587-3521
福島県	一社)宮城県フロン回収事業協会	仙台市若林区	022-782-0771	奈良県	一社)京都府建物解体協会	京都市南区	075-693-7797
茨城県	宮城県解体工事業協同組合	仙台市宮城野区	022-292-3455	和歌山県	一社)近畿冷凍空調工業会	大阪市中央区	06-6233-3201
栃木県	宮城県建物解体業協会	仙台市宮城野区	022-292-3455	鳥取県	http://www.kinreiko.com	大阪市西区	06-6583-5121
群馬県	秋田県冷凍空調設備工業会	秋田市土崎港中央	018-857-4168	徳島県	大阪建物解体工事業協同組合	大阪市北区	06-6372-7241
埼玉県	一社)秋田県建造物解体業協会	秋田市仁井田本町	018-839-7248	香川県	関西電気工事工業協同組合	大阪市東成区	06-6971-2764
千葉県	山形県冷凍空調設備工業会	山形市流通センター	023-633-3515	愛媛県	大阪府電気工事工業組合今里支部	神戸市兵庫区	078-681-7710
東京都	一社)山形県解体工事業協会	山形市久保田	023-644-9900	高知県	兵庫県解体工事業協会	神戸市兵庫区	078-651-5801
神奈川県	社)福島県冷凍空調設備工業会	福島市南町	024-545-5631	福岡県	関西電気工事工業協同組合	神戸市中央区	078-371-0163
新潟県	福島県解体工事業協同組合	いわき市鹿島町	0246-28-2400	佐賀県	一社)奈良県解体工事業協会	磯城郡田原本町	0744-32-5767
富山県	茨城県冷凍空調設備協会	ひたちなか市山崎	029-200-4199	徳島県	関西電気工事工業協同組合	檀原市五井町	0744-29-9565
石川県	茨城県建設解体業協同組合	水戸市吉沢町	029-240-1917	鹿児島県	和歌山県冷凍空調設備協会	和歌山市十二番丁	073-431-0617
長野県	一社)栃木県冷凍空調工業会	宇都宮市下砥上町	028-645-8807	沖縄県	関西電気工事工業協同組合	和歌山市吉田	073-436-3995
岐阜県	一社)栃木県解体業協会	宇都宮市菊水町	028-632-6063	宮崎県	鳥取県冷凍空調工業会	鳥取市生山	0857-53-5521
静岡県	群馬県冷凍空調設備工業組合	前橋市大友町	027-251-0332	大分県	鳥取県解体工事業協同組合	鳥取市湖山町	0857-38-8571
愛知県	一社)群馬県フロン回収事業協会	前橋市紅雲町	027-260-8234	佐賀県	一社)鳥根県冷凍空調工業会	松江市学園南	0852-24-1707
大阪府	群馬県解体工事業協会	前橋市東金丸町	027-280-2033	長崎県	一社)岡山県冷凍空調協会	岡山市中区	086-270-6778
兵庫県	一社)埼玉県冷凍空調工業会	さいたま市浦和区	048-883-7075	熊本県	岡山県建造物解体工事業協会	津山市山北	0868-32-0510
奈良県	埼玉県解体業協会	さいたま市中央区	048-856-2451	大分県	中国冷凍空調工業連合会	広島市西区	082-238-8830
和歌山県	千葉県冷凍空調設備協会	千葉市中央区	043-227-4016	宮崎県	山口県冷凍空調設備工業会	周南市今宿町	0834-22-5044
鳥取県	千葉県解体工事業協同組合	千葉市中央区	043-202-5505	徳島県	徳島県空調冷凍工業会	徳島市大道	088-654-4455
島根県	一社)東京都冷凍空調設備協会	港区芝公園	03-3437-9236	香川県	協)徳島県解体工事業協会	徳島市富田浜	088-626-7201
岡山県	公社)全国解体工事業団体連合会	中央区八丁堀	03-3555-2196	愛媛県	香川県冷凍空調設備工業協会	高松市木太町	087-832-2873
広島県	神奈川県冷凍空調設備協同組合	横浜市中区	045-681-3449	高知県	一社)愛媛県冷凍空調設備工業会	松山市立花	089-947-2624
山口県	一社)神奈川県建物解体業協会	横浜市中区	045-662-5011	福岡県	一社)高知県冷凍空調設備工業会	高知市六泉寺町	088-832-2851
徳島県	新潟県冷凍空調設備協会	新潟市西区	025-377-7111	佐賀県	西日本冷凍空調工業会	福岡市博多区	092-471-1530
香川県	一社)新潟県解体工事業協会	新潟市中央区	025-245-7673	長崎県	一社)福岡県建造物解体工業会	福岡市南区	092-552-6851
愛媛県	一社)富山県冷凍空調設備工業会	富山市八日町	076-428-0043	熊本県	佐賀県解体・リサイクル協議会	神崎市千代田町	0952-34-6636
高知県	一社)富山県構造物解体協会	富山市芝園町	076-442-6567	大分県	一社)長崎県建造物解体工業会	長崎市石神町	095-845-8958
福岡県	石川県冷凍空調設備工業会	金沢市南塚町	076-216-5553	宮崎県	一社)熊本県解体工事業協会	熊本市中央区	096-375-4577
佐賀県	石川県構造物解体協会	金沢市今昭町	076-258-1284	鹿児島県	大分県建造物解体工事業協同組合	大分市豊海	097-540-5577
熊本県	福井県建物解体業協会	福井市春山	0776-22-3936	徳島県	宮崎県冷凍空調工業会	宮崎市潮見町	0985-28-0870
大分県	一社)山梨県冷凍空調設備保安協会	笛吹市境川町	0552-66-5644	香川県	宮崎県解体工事業協同組合	宮崎市福島町	0985-64-2515
宮崎県	一社)山梨県産業廃棄物協会	甲府市中町	055-244-0755	高知県	一社)鹿児島県冷凍空調工業保安協会	鹿児島市鴨池新町	099-254-3948
鹿児島県	長野県冷凍空調設備協会	長野市南長野	026-235-4301	福岡県	協)長野県解体工事業協会	鹿児島市川上町	099-295-7616
沖縄県	協)長野県解体工事業協会	長野市南県町	026-219-2455	佐賀県	一社)鹿児島県建造物解体業連合会	鹿児島市荒田	099-251-1033
北海道	岐阜県冷凍空調設備協会	岐阜市大洞紅葉が丘	058-243-0033	長崎県	沖縄県冷凍空調設備協会	鳥反郡南風原町	098-889-7204
青森県	岐阜県土木建築解体事業協同組合	岐阜市六条大溝	058-274-3315	熊本県	沖縄県解体工事業協会	中頭郡嘉手納町	098-957-0148
岩手県	一社)静岡県冷凍空調工業会	静岡市駿河区	054-285-2686	大分県	一社)沖縄県産業廃棄物協会	浦添市牧港	098-878-9360
宮城県	一社)静岡県フロン回収事業協会	静岡市駿河区	054-289-3666	佐賀県			
秋田県	一社)静岡県解体工事業協会	静岡市駿河区	054-288-7761				

自治体等での販売場所

都道府県	販売場所	電話番号	都道府県	販売場所	電話番号
北海道	北海道環境サポートセンター (札幌駅南口正面伊藤・加藤ビル4階)	011-218-7881	栃木県	県庁売店(県庁東館売店)	028-623-2534
青森県	県庁地下売店	017-774-1558	山梨県	地方庁売店(河内、上都賀、芳賀、下都賀、塩谷、那須、南那須、安藤、足利)	—
岩手県	県合同庁舎売店(弘前、八戸、五所川原、十和田、むつ)	—	愛知県	県庁本館地下売店	055-226-3892
宮城県	県庁地下売店	019-629-6465	京都府	県西庁舎10階売店	052-961-0458
秋田県	盛岡合同庁舎地下売店	019-629-6780	大阪府	府庁福利厚生棟1階(生協)	075-414-0751
山形県	県庁地下1階売店	018-860-3583	福岡県	府庁咲洲庁舎諸用紙販売所	06-4703-8420
福島県	県庁行政庁舎1階中央売店	022-211-3874	福岡県	政府刊行物県庁内SS(県庁地下総合売店)	092-641-7838
茨城県	県庁売店	024-522-0565	福岡県	福岡市役所地下1階	092-722-4861
東京都	県合同庁舎売店	—	福岡県	政府刊行物SS	092-721-4846
神奈川県	一社)茨城県環境管理協会(茨城県地球温暖化防止活動推進センター)	029-248-7431	大分県	県庁1階売店	097-532-4917
新潟県	都庁都民広場地地下1階弘済会アシスト	03-5381-6335	佐賀県	佐賀県官報販売所	0952-23-3722
富山県	一財)神奈川県福利振興会 シルクセンター6F	045-680-0254			
石川県	県庁新庁舎地下1階売店	045-210-1111 内 3725			
長野県	日本生命横浜本町ビル売店、かながわ県民センター1階売店	—			

一般財団法人 **日本冷媒・環境保全機構(JRECO)**

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館 406-2 TEL: 03-5733-5311 FAX: 03-5733-5312

URL: <http://www.jreco.or.jp/> (インターネットでも購入できます)